

川崎市都市計画審議会都市計画道路網のあり方検討小委員会運営要領

平成17年8月31日
都市計画審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会都市計画道路網のあり方検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小委員会は、川崎市の都市計画道路網を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、長期未着手路線や区間の見直しについても視野に入れながら、本市の目指す将来像を実現する都市計画道路網の再構築を図るため、都市計画道路網のあり方について検討と課題の整理を行い、その結果を川崎市都市計画審議会へ報告することを目的とする。

(会議)

第3条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議の公開)

第5条 小委員会の会議は、公開とする。ただし、小委員会が、川崎市審議会

等の会議の公開に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、非公開にする旨を議決したときは、この限りでない。

（会議資料の提供）

第 6 条 会議を公開する場合は、会議資料（川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を除く。）を閲覧に供し、その概要版を傍聴する者に配布するものとする。

（議事録）

第 7 条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員 1 人がこれに署名するものとする。

2 第 5 条の規定により公開した会議の議事録（川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を除く。）は、公開するものとする。

（委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 17 年 8 月 31 日から施行する。